平成２７年（フ）第１４１号
愛知県犬山市字北之門14番地１　ファミリーハウス北之門306
債務者　髙平　典子
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１４９号
愛知県稲沢市稲葉４丁目１番18―107号
債務者　伊藤　拓貴
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１８２２号
大阪府八尾市東久宝寺２丁目４番12―107号、前住所大阪府八尾市東久宝寺２丁目４番12―301号
債務者　中倉　由美
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９８１号
大阪府茨木市春日１丁目８番28号　405号
債務者　小原　隆雄
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０６０号
大阪市浪速区幸町３丁目４―10　メゾントキワパートⅡ312号、住民票上の住所香川県高松市木太町5091番地２　K’Z102号室
債務者　三浦　理恵（旧姓松井）
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０８１号
大阪市平野区長吉出戸１丁目１番１―205号、前住所大阪市城東区今福西１丁目７番25号都ハイツ　107号室
債務者　塚升　裕子（旧姓濱本・野村・村井）
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４３号
大阪市西成区聖天下１丁目７番３号
債務者　金井裕和こと　金　　裕和
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２４４号
大阪市西成区聖天下１丁目７番３号
債務者　金井美智江こと　金　美智江
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３３５号
大阪府八尾市萱振町５丁目40番地　辻岡文化北棟207号、前住所大阪府八尾市跡部北の町２丁目４番５号　久宝寺ヴィラ208号
債務者　濱谷　昌三
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４０７号
大阪市福島区吉野３丁目21番17号　セレコート福島Ⅰ301号
債務者　岡橋　**德**子
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４４２号
大阪府枚方市茄子作４丁目14番11号
債務者　堀　　正子
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４４９号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目９番18―507号
債務者　岡本　秀敏
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８号
兵庫県加西市北条町古坂1423番地　ローレルヒルズ加西403号
債務者　竹國　亜依
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第４５号
岡山県真庭市田口269番地４
債務者　横野　　卓
１　決定年月日時　平成27年６月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２３号
香川県高松市花園町１丁目10番40号　コトデン花園グランドマンション705号
債務者　西村　英人
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１９号
香川県東かがわ市湊1183番地３　山下団地Ａ棟301号
債務者　横畠　正秀
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係